

令和6年度航空レーザ測量成果等オープンデータ整備業務仕様書

第1 総則

1 適用範囲

本仕様書は、鳥取県（以下「発注者」という。）が発注する令和6年度航空レーザ測量成果等オープンデータ整備業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）について必要な事項を定めたものである。

2 業務名

令和6年度航空レーザ測量成果等オープンデータ整備業務

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月17日（月）まで

4 目的

県が保有する航空レーザ測量成果及び空中写真をオープンデータ化することにより、民間事業者等による森林資源情報等の更なる利活用を促進する。

第2 基本事項

1 打合せ協議

受注者は、発注者と協議又は打合せを行ったときは、その都度、打合せ協議簿を作成し、相互に確認するものとする。

2 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

3 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の再委託の承認をしないものとする。

ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) (1)の承認により受注者が第三者に再委託を行う場合、受注者は、再委託先に契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

4 守秘事項等

(1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

(2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、本業務に従事する者並びに3の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。

(4) 発注者は、受注者が(1)から(3)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた

場合、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(5) (1) から (4) の規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

5 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

6 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

7 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

8 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は発注者と受注者間の協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

9 事故等発生時の対応義務

(1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

(2) (1) の場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

10 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（11 (1) 又は (2) に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

11 第三者に及ぼした損害

(1) 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

(2) (1) の規定にかかわらず、(1) に規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

(3) (1) 及び (2) の場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たる。

12 責任の制限

発注者及び受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義

務の履行を免れ、発注者は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

13 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、業務完了報告書を令和7年3月17日までに発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、(1)に示す業務完了報告書を受領後、10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を実施した結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なく成果物を修正し、発注者の検査を受けなければならない。
- (5) (2)及び(3)の規定は、(4)の再検査の場合において準用する。

14 違約金

発注者は、受注者が業務期間内に本業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

15 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

16 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの契約で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

17 任意解除

- (1) 発注者は、18又は19の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、(1)の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1か月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者及び受注者で協議して定める。

18 催告による解除

- (1) 発注者は、受注者が次のアからエのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 正当な理由なく、16（1）の履行の追完がなされないとき。
 - エ アからウに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (2) 受注者は、(1)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

19 催告によらない解除

- (1) 発注者は、受注者が次のアからキのいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - エ アからウに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が18（1）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア) から(カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 受注者は、(1) の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

20 解除の制限

18(1) アからエ及び19(1) アからエまでの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、18 及び 19 の規定によるこの契約の解除をすることができない。

21 賠償の予定

受注者が19(1) オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

22 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、3の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

23 資料提供

受注者は、発注者から提供を受けた資料等について、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は本業務遂行上不要となった場合は、遅滞なく発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

24 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の権利はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾を得ることなく、他に公表・貸与・使用してはならない。

なお、本業務の実施に当たって、受注者が独自に作成、権利取得等したプログラム類等に関してはこの限りでない。

25 変更契約

本業務作業中に作業数量の増減等が発生する場合には、受注者は発注者へ速やかに報告し、発注者と受注者とで協議を行い、必要に応じて契約変更を行うものとする。

26 専属的合意管轄裁判所

この契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

27 契約外の事項

この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、発注者及び受注者間で協議して定める。

第3 業務内容

1 事業対象とする地域

航空レーザ測量成果等をオープン化する地域は、鳥取県全域とする。県又は市町が保有し、本事業に使用するデータの種類、形式等は別紙1のとおり。

2 計画準備

発注者と受注者は、作業の方法・内容等について十分な打合せを行うとともに、受注者は、具体的な作業手順及び品質管理基準等を記載した業務実施計画書を発注者へ提出し、発注者の承認を受けるものとする。

また、受注者は、本業務を実施する上で疑義が生じた場合は、発注者と速やかに協議を行い、円滑な業務遂行に努めること。

3 オープンデータへの加工等

(1) データの受領・確認

本事業に使用するデータについて、受注者にてデータの受渡し用のストレージドライブ（HDD、SSD等）を確保し、発注者から直接的にデータ提供を受けること。提供されたデータを確認し、疑義や不足がある場合は発注者に申し出ること。

(2) データ加工

上記(1)で提供を受けたデータを4で公表するオープンデータとするため、形式の変換、非公開部分の切り取り等公開範囲の抽出、非公開属性情報の削除、容量の調整その他データ加工を行うこと。データ加工の方向性は別紙2の通りであるが、その詳細は、受注者の提案をもとに監督職員と協議の上、定めること。

なお、完成したデータは、4に進む前に発注者に確認を得ること。

また、加工したオープンデータの著作権は、発注者に帰属させるものとする。

(3) 公開に必要な資料の作成

データ公開範囲図等の公開に必要な参考資料を作成すること。作成する資料は発注者と協議の上決定すること。

4 G空間情報センターにおけるデータ登録

3で作成したデータを、オープンな地理空間情報を多く扱う一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会（以下「推進協議会」という。）が運用するG空間情報センター（以下「G空間情報センター」という。）へデータ登録を行い、公開する。

(1) データ掲載

G空間情報センターにおいて、3で受注者が加工したオープンデータ（オープンデータとするための加工の必要がなかったデータ及び利用規約等の公開に必要な資料を含む。）の登録を行うこと。

データ登録する際は、発注者及び推進協議会と協議の上、受注者において本事業に必要なとなるユーザ新規作成申請を行い、データ登録手続を進めること。ただし、マップタイトルデータについては、推進協議会に登録作業を依頼すること。

なお、掲載ページの作成に当たっては、説明文の内容を発注者に提案の上、協議により決定すること。

(2) その他

事業実施期間中に必要となる(1)に係るG空間情報センターの利用料、データ掲載・削除等に係る費用は受注者が負担すること。また、事業完了後のデータ・アカウントの管理手法、費用負担に関する事項を監督職員と協議すること。

第4 成果品等

(1) 報告書

電子データ(資料一式を結合したpdfと、連番を付した個別のword, excel, power point, jpeg等)及び紙媒体のものをそれぞれ1部納品すること。

(2) G空間情報センターに公開したオープンデータ

ストレージドライブにデータを格納し、1部納品すること。

なお、データ容量の都合により、ストレージドライブが複数に分かれることは構わない。

(3) 留意事項

上記(1)及び(2)について、あらかじめウイルスチェックを実施し、当該検査結果に関する情報(使用したソフトウェア名称、バージョン、検査年月日)を印字し、又はラベルを添付すること。

(4) 納入先

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課(鳥取県庁本庁舎4階)

別紙1 提供するデータの種類、形式等

種類	ファイル単位	形式 (拡張子)
樹種ポリゴン	市町村単位	shape
森林資源量集計メッシュ	国土基本図地図情報レベル 50000 の図郭の 4 分割	gpkg
微地形図 (CS 立体図)	国土基本図図郭 (地図情報レベル 2500) また は市町村単位	TIFF
数値樹冠高モデル (DCHM)	国土基本図図郭 (地図情報レベル 2500) また は市町村単位	TIFF
数値標高モデル (DEM)	国土基本図図郭 (地図情報レベル 2500) また は市町村単位	TIFF
空中写真	国土基本図図郭 (地図情報レベル 2500 また は 5000)	TIFF

※ただし、航空レーザ測量及び空中写真撮影を複数年度にわたり実施しており、加工にあたっては、データのトリミング及び統合が必要なことに留意すること。

別紙2 データ加工の方向性

公開するデータの基本的な考え方は、以下に基づくものとし、定めのない内容等は林野庁が作成した「令和5年度森林情報オープン化推進対策委託事業報告書」で定めた公開データの加工仕様の通り取り扱う。

その他定めのない内容等については、監督職員と協議し、調整するものとする。

「令和5年度森林情報オープン化推進対策委託事業報告書」は、林野庁ホームページ<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/smartforest/smart_forestry.html>に掲載されている。

データ種類	ファイル形式	公開単位	ファイル名称	ズームレベル	参照座標系	備考
樹種ポリゴン	gpkg※1	市町村	tree_species_市町村コード.gpkg		JGD2011 /平面直角座標系	※2
	XYZ タイル (ベクトル)	県域	./tree_species_県名 (ローマ字) / {z}/{x}/{y}. pbf	8~18	Webメルカトル	
森林資源量集計メッシュ	gpkg※1	国土基本図図郭 <地図情報レベル50000の4分割>	fr_mesh20m_国土基本図図郭分割番号.gpkg	—	JGD2011 /平面直角座標系	
	XYZ タイル (ベクトル)	県域	./fr_mesh20m_県名 (ローマ字) / {z}/{x}/{y}. pbf	13~16	Webメルカトル	
DCHM(数値樹冠高モデル)	GeoTIFF※1	国土基本図図郭 <地図情報レベル2500>	dchm_国土基本図図郭分割番号.tif	—	JGD2011 /平面直角座標系	※3
DEM(数値標高モデル)	GeoTIFF※1	国土基本図図郭 <地図情報レベル2500>	dem_国土基本図図郭分割番号.tif	—	JGD2011 /平面直角座標系	
	XYZ タイル (ラスタ)	県域	./terrainRGB_県名 (ローマ字) / {z}/{x}/{y}. pbf	2~18	Webメルカトル	※4
微地形図 (CS立体図)	GeoTIFF※1	国土基本図図郭 <地図情報レベル2500>	csmap_国土基本図図郭分割番号.tif	—	JGD2011 /平面直角座標系	
	XYZ タイル (ラスタ)	県域	./csmap_県名 (ローマ字) / {z}/{x}/{y}. pbf	8~18	Webメルカトル	※4
空中写真	GeoTIFF※1	国土基本図図郭 <地図情報レベル2500>	ap_国土基本図図郭分割番号.tif	—	JGD2011 /平面直角座標系	※4

- ※1 加工して作成したデータのファイル容量によって、ZIP 等のファイルに圧縮し、公開すること。
- ※2 樹種ポリゴンについては、ベクタタイル上で条件抽出できるよう、計測年、計測法、都道府県コード（2桁）と市町村コード（5桁）を追加する。
- ※3 Terrain-RGB へ変換すること。
- ※4 DEM、微地形図（CS 立体図）及び空中写真については、プレビュー表示用のラスタタイルも作成し、G 空間情報センターへ搭載すること。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受注者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受注者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する発注者と受注者間の個人情報の引渡しは、発注者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受注者は、業務を行うために発注者から個人情報の引渡しを受けるときは、発注者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、発注者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに発注者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第 10 条 受注者は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに発注者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、発注者が別に指示したときは、受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受注者は、個人情報の廃棄に際し発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、発注者の求めに応じて、当該記録の内容を発注者に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第 11 条 受注者は、発注者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第 5 条第 1 項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第 12 条 発注者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受注者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第 13 条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者又は受注者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 条 発注者は、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第 15 条 受注者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第 2 条から前条までと同様とする。